

鳥取縣公報

昭和二十一年七月十六日
第七百二十八號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格5A判

訓令

◇鳥取縣訓令甲第二十九號

公立國民學校

昭和二十一年六月二十一日勅令第三百三十四號公立學校官制公布により、辭令を用ひないで地方教官、地方技官及び准教員に任命せられたものは、同日付をもつて現在勤務する學校に勤務を命ぜられたものとする。

昭和二十一年七月十六日

鳥取縣知事 林 敬 三

告示

◇鳥取縣告示第二百九十七號

昭和二十一年六月二十一日の縣參事會において議決された昭和二十一年度鳥取縣歳入歳出追加豫算の要領は次の通り

である。

昭和二十一年七月十六日

鳥取縣知事 林 敬 三

昭和二十一年度鳥取縣歳入歳出追加豫算

歳 入

經 常 部

- 第一款 縣稅 二、九九三、八〇〇圓
- 第四項 地方公債稅 二、九九三、八〇〇
- 第五款 國庫支出金 四、二七七、一七七
- 第一項 下渡金 五七三、六六八
- 第二項 補助金 三、七〇三、五〇九
- 第六款 雜收入 二三一、〇〇〇
- 第三項 物品賣拂代 六、〇〇〇
- 第四項 雜入 二二五、〇〇〇

經常部計	臨時部	七、五〇一、九七七	第六款 教育費	三、三一六、八三六
第一款 繰越金			第一項 國民學校職員費	二、一四九、一五五
第二款 前年度繰越金			第二項 青年學校職員費	五〇〇、〇四八
第三款 國庫支出金			第三項 縣立學校職員費	五六一、七九三
第一項 補助金			第四項 縣立學校費	四三、八四〇
第七款 縣債			第五項 社會教育費	八、〇〇〇
第一項 縣債			第六項 教育諸費	五四、〇〇〇
臨時部計			第八款 厚生費	二、五七一、九〇二
歳入合計			第四項 勤勞費	一五八、四〇〇
歳出			第五項 厚生諸費	二、四一三、五〇二
經常部			第九款 勸業費	五〇九、〇〇〇
第一款 縣職員費			第一項 農業費	五〇九、〇〇〇
第一項 俸給々料諸給			第十款 地方振興費	三〇、〇〇〇
第二款 廳費			第一項 地方振興費	三〇、〇〇〇
第四款 警察費			第十三款 諸費	八三、〇二六
第一項 俸給々料諸給			第六項 雜支出	八三、〇二六
第二項 廳費			經常部計	七、二二五、一二六
臨時部計			臨時部	

第一款 警察費	九五、七一一	香川縣では「コレラ」豫防のため傳染病豫防法第十九條第八號により七月一日より當分の間左記區域内における漁員藻類の採集游泳及び海水使用禁止の縣令を公布した旨通報があつたから此の方面の關係者は違反せぬやうせられたい。
第二款 土木費	一、六七〇、〇〇〇	昭和二十一年七月十六日
第一項 道路橋梁費	一、六七〇、〇〇〇	鳥取縣知事 林 敬 三
第四款 勸業費	二二六、一七一	記
第一項 農業費	二一、〇〇〇	大川郡小田村馬齒岬より小豆郡坂手村大角鼻燈台を経て大川郡丹生村丸龜島大角燈台を結ぶ線の區域内。
第二項 蠶業費	八、五〇〇	◇鳥取縣告示第二百九十九號
第四項 水産業費	六、八〇〇	本年六月鳥取縣告示第二百六十四號をもつて山口縣における「コレラ」豫防のため漁撈游泳海水の使用及び鮮魚類の陸揚停止の縣令公布の件を告示して置いたが其の後「コレラ」新患者の發生なく相當時日経過したので右に關する縣令はこれを廢止した旨通報があつたから了知されたい。
第五項 畜産業費	一、〇〇〇	昭和二十一年七月十六日
第七項 農産土木費	一三三、八七一	鳥取縣知事 林 敬 三
第八項 勸業諸費	四五、〇〇〇	◇鳥取縣告示第二百九十九號
第六款 開拓費	三、〇四八、七〇〇	臨時部計
第一項 開拓事業費	三、〇四八、七〇〇	歳出合計
第七款 衛生費	一五〇、〇〇〇	一、二、四〇五、七一一
第二項 衛生諸費	一五〇、〇〇〇	
臨時部計	五、一九〇、五八八	
歳出合計	一、二、四〇五、七一一	

産婆名簿に次の者を登録した。

昭和二十一年七月十六日

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍 鳥取縣氣高郡瑞穂村大字下坂本四二番地ノ一
住所及開業地 本籍ニ同シ

昭和二十一年七月九日 第一〇二六號登録

稻 村 千代子

大正拾年八月貳拾參日生

◇鳥取告示第三百一號

産婆名簿登録事項中次のやうに訂正した。

昭和二十一年七月十六日

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍 鳥取縣西伯郡境町松ヶ枝町八番地

前住所及前開業地 西伯郡境町日ノ出町一四番地

現住所及現開業地 西伯郡境町大正町五番地

昭和二十一年五月二十七日附住所及開業地

變更により産婆名簿の登録訂正を願出でた

ので同年六月二十七日訂正

渡 田 菊 惠

大正九年拾月貳拾日生

本籍 鳥取縣東伯郡下郷村字劬一二七番地

前住所及前開業地 東伯郡下郷村字三保三六〇番地

現住所及現開業地 東伯郡八橋町字保一七番地

昭和二十一年六月一日附住所及開業地變更

により産婆名簿の登録訂正を願出でたので

同年七月一日訂正

朝 野 しげの

明治參拾六年九月貳拾九日生

◇鳥取告示第三百二號

氣高郡正條村において左の行旅死亡人取扱の旨申出があつたから心當の向は直接村長宛照會せられたい。

昭和二十一年七月十六日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、住所本籍氏名 不詳 死体(女) 一人年令十二、三

歳位

一、人相 身長一、二二米 容貌瘠せたる方 顔長き方

目小なる方 鼻筋通る 口小なる方 齒揃ひ

たる方 色白き方

一、死体 驟死、列車より顛落頭蓋骨粉碎

一、著衣 上衣桃色スフ手縫簡單服 下衣黒色スフズロ

一、所持品 赤色混鼻緒付新品雜下駄

一、所持品 黒色風呂敷一、(内容品幼児用スカート五

拾錢紙幣二枚)

右住所本籍不詳の者昭和二十一年七月一日二十一時三十

二分氣高郡正條村濱村驛構内事務室西方約百五十米線路

上にて驟死体發見死体は同村勝見墓地に假埋葬した。

正 誤

昭和二十一年五月鳥取縣令第三十五號鳥取縣水産物統制

規則附則第三號乙級縣指定陸揚地西伯郡「高麗村」と「

米子市」の間に「所子村」を加へる。